

令和7年度 危険物取扱者保安講習のご案内

消防法第13条の23の規定による危険物製造所、貯蔵所又は取扱所において危険物の取扱作業に従事している危険物取扱者の保安に関する講習を次のとおり実施いたします。

なお、本年度も対面講習（会場講習）に加えオンライン講習を併設し実施いたします。

1 受講対象者

消防法第13条の2の規定による甲種、乙種又は丙種危険物取扱者免状の交付を受け、次に該当する方は受講申請の手続きをしてください。

※ 現在、危険物取扱作業に従事しなくなった方、又は従事していない方は、受講義務はありませんが、希望により受講できます。

① 継続して危険物の取扱作業に従事している場合、講習日以後における最初の4月1日から3年以内ごとに受講しなければなりません。

② 危険物の取扱作業に従事していなかった方が、新たに従事することになった場合、又は再び従事することとなった場合は、その従事することとなった日から1年以内に受講しなければなりません。

但し、従事することとなった日の過去2年以内に危険物取扱者免状の交付を受けている方又は講習を受けている方は、その免状の交付日又は講習日以後における最初の4月1日から3年以内に受講しなければなりません。

2 講習種別

講習は、対面講習（会場講習）、オンライン講習とも危険物施設の態様に応じて次の3種類に区分し実施いたします。

- (1) 給油取扱所において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (2) 石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所における危険物施設において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習
- (3) 上記(1)及び(2)以外の危険物施設（製造所、貯蔵所又は取扱所）において、危険物の取扱作業に従事する危険物取扱者を対象とした保安講習

3 受講申請手続き（対面講習、オンライン講習共通）

- (1) 受講申請書は、岩手県危険物安全協会連合会、各消防本部（消防署、分署、出張所）及び岩手県庁復興防災部消防安全課 で配布いたします。

※申請書は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページからもダウンロードできます。

- (2) 受講申請書に必要事項を記載し、岩手県危険物安全協会連合会に提出、又は郵送してください。

提出（郵送）先	所在地
一般社団法人 岩手県危険物安全協会連合会	〒020-0021 盛岡市中央通三丁目7番22号 岩手県消防会館 内

- (3) 受講申請書記載上の注意事項（※「申請書記入例」を参考に作成のこと。）
 - (7) 「従事している主たる危険物施設」の欄には、現に従事している危険物施設の区分に応じて必ず「1」又は「2」若しくは「3」のいずれかの番号に○を付けること。なお、給油取扱所を拠点として移動タンク貯蔵所（容量4,000リットル以下）において危険物の取扱

作業に従事している場合は「1」に○をつけること。

- (イ) 「受講希望年月日」及び「受講希望会場」欄には、「5 講習日程表」から希望年月日及び希望会場を記載すること。

※ オンライン講習希望者は、「受講希望日」欄は「**受講開始日**」を、「受講希望会場」欄には「**オンライン講習**」と記入してください。

- (ウ) 受講手数料として、**5,300円分の岩手県収入証紙**を必ず貼付すること。

なお、岩手県収入証紙は、市役所、町村役場、岩手銀行、農業協同組合又は漁業協同組合等でお求めください。

※ 販売先は岩手県ホームページ「岩手県収入証紙売りさばき所」を検索してご確認ください。

- (エ) 受講申請書受付後は、受講手数料の払い戻しはできません。

(3) 受講票について

受講票は、講習実施月の会場分を当連合会で作成して、10日前を目安に受講者に一斉送付いたします。

4 **オンライン講習に関する事項**

※ 昨年までと受講手続きが変わっていますので注意して下さい。

- (1) 受講できる方は、居住地若しくは勤務地が岩手県内の方で、危険物の取扱作業に従事している方に限ります。

- (2) パソコン又はモバイル端末で受講できますが、推奨環境の条件を満たしていないと受講できません。

【推奨環境ご案内】 <https://www.netlearning.co.jp/about/index.html>

- (3) 受講申請手続きは、申請書（受講手数料の貼付必須）と受付完了後に講習システムの受講登録用URL・ID・パスワードを送付いたしますので、**返信用封筒（住所、お名前を記入し、郵便切手貼付必須）**を同封し受付期間内に必着するようにして下さい。

※ 当連合会へ直接持参して提出することも可能です。その場合は、返信用封筒は必要ありません。

※ テキストがデジタルテキストになりましたので、**昨年までのレターパックは必要ありません。**

- (4) 受付後は、申請者の変更及び講習区分の変更もできません。

- (5) 受講期限は、受講開始日から1か月となりますので期間内に必ず受講を完了して下さい。

- (6) オンライン講習から対面講習への変更はできません。

- (7) デジタルテキストは、システムからダウンロード(PDF形式)してください。コピーや印刷はできません。必ずしも動画視聴中に閲覧する必要はありません。

- (8) 効果測定に合格した方は、講習システムから受講証明書の発行が可能になります。

本年度から受講証明書は、**岩手県知事印の印影が入った証明書が発行されます**ので、講習終了後は講習システムから必ずダウンロード保存し、さらにプリントして免状と携行保持して下さい。

オンライン講習の受講方法については、当連合会ホームページの「**受講者マニュアル**」をご参照下さい。

5 講習日程

(1) 対面講習（会場講習）

実施年月日 (曜日)	実施会場	定員	講習時間	申請書受付 期間
令和7年9月9日 (火)	北上市さくら通り 2-1-1 北上市文化交流センター さくらホール feat. ツガワ (中ホール)	220	午前の部 受講対象者	
令和7年9月17日 (水)	久慈市川崎町 17-1 久慈市文化会館 (小ホール他)	150		
令和7年9月24日 (水)	盛岡市内丸 13-1 トーサイクラシックホール岩手 〔岩手県民会館〕 (中ホール)	300	(給油取扱所 従事者)	7/22 (火) ～
令和7年10月2日 (木)	一関市大手町 2-16 一関文化センター (中ホール)	230	9:30 ～ 12:30	
令和7年10月10日 (金)	宮古市磯鶏沖 2-22 宮古市民文化会館 (中ホール)	180	午後の部	8/18 (月)
令和7年10月17日 (金)	大船渡市盛町字下館下 18-1 大船渡市民文化会館 (マルチスペース)	120	受講対象者	(期間厳守)
令和7年10月20日 (月)	花巻市若葉町 3-16-22 花巻市文化会館 (大ホール)	300	(給油取扱所 以外の 従事者)	
令和7年10月30日 (木)	奥州市水沢佐倉河字石橋 41 奥州市文化会館 (中ホール)	250	13:30 ～ 16:30	
令和7年11月6日 (木)	盛岡市渋民字鶴塚 55 盛岡市渋民文化会館 (大ホール)	300		

注1) 久慈会場においては、石油コンビナート等災害防止法第2条第6号に規定する特定事業所の対象者を含むものとします。

注2) 上記会場の受講希望者が収容人員を上回った場合は、上回った受講申請者に対して、別途、保安講習会場を定めて通知することもありますので、予めご承知をお願いします。

[各会場の申請状況は、岩手県危険物安全協会連合会ホームページを参照ください。]

(2) オンライン講習

実施回数	受講開始日	講習区分	定員	受講申請書の受付期間
第1回	9月1日(月)	給油取扱所	200名	8月1日(金)～8月15日(金)
第2回	10月1日(水)	その他の施設	150名	9月1日(月)～9月16日(火)
第3回	11月1日(土)	コンビナート	100名	10月1日(水)～10月17日(金)

注1) 受講期限は受講開始日から1か月となります。

注2) 各回数の定員は、講習区分ごとの定員ではありません、(合计数)

6 その他

(1) 対面講習（会場講習）の駐車場は、駐車スペースに限りがありますので、なるべく公共交通機関の利用、同一事業所の方は、乗り合ってお来場くださるようお願いいたします。

※ 盛岡会場は、お近くの有料駐車場をご利用くださるようご協力をお願いいたします。（他の会場についても、収容台数に限りがありますのでご配慮願います。）

(2) 実施会場においては、暖房の運転開始時期ではない会場もありますので、当日の気象条件に考慮し防寒対策を取ってご来場くださるようお願いいたします。

(3) その他詳細については、下記にお問い合わせください。

（一社）岩手県危険物安全協会連合会 又は 岩手県庁復興防災部消防安全課・消防保安担当

電話 019-654-3991

電話 019-629-5557

※本講習に関することは、「（一社）岩手県危険物安全協会連合会ホームページ」でも確認できます。

◎ 保安講習受講サイクル

参考

The diagram illustrates the training cycle for three categories of handlers:

- Continuing handlers (継続して危険物取扱作業に従事している者):** A timeline shows a solid black circle for '講習を受けた日' (Training received date) and an open circle for '受講期限' (Training period limit) 3 years later. Example: From April 1, Heisei 27 (April 1, 2015) to March 31, Heisei 28 (March 31, 2016). The period is labeled '3年以内' (Within 3 years).
- Newly starting or resuming handlers (新たに従事又は再び従事する者):** A timeline shows an open square for '新たに従事又は再び従事する日' (Date of starting or resuming) and an open circle for '受講期限※' (Training period limit※) 1 year later. A note states: '※ 受講期限以後の受講日は、「継続して危険物取扱作業に従事している者」と同じ。' (After the training period limit, the training date is the same as for continuing handlers).
- Newly starting handlers who have renewed their license or training within 2 years (新たに従事する者のうち過去2年以内に免状の交付または講習を受けている者):** A timeline shows a solid black square for '免状の交付または講習を受けた日' (Date of license issuance or training received), an open square for '新たに従事する日' (Date of starting), and an open circle for '受講期限※' (Training period limit※) 3 years later. The period between the start and the limit is labeled '3年以内' (Within 3 years), and the period between the license/training and the limit is labeled '2年以内' (Within 2 years).

◎危険物取扱者免状の書換及び再交付手続

手 続	内 容	申 請 先
書換え	①写真の貼り替え（10年に一度） ②本籍、氏名等記載事項の変更	居住地・勤務先または免状の交付を受けた（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）
再交付	亡失、汚損・破損等の場合	免状の交付を受けた、または免状の書換えを行った（一財）消防試験研究センター支部 （※東京都の場合は消防署に申請）